

学校と地域の協働を基盤とした消費者教育に関する研究

泉谷 徹

成年年齢 18 歳引き下げにより費者被害の拡大が懸念され、特に高校での消費者教育に関心が高まっている。消費者教育の中核をなす消費者問題は日々変化する社会問題であり、学習指導要領や教科書では、現実の社会問題である消費者教育に対応しきれないという構造的な問題を抱えている。学校と地域をつなぐ協働を基盤とした消費者教育が学校に求められているのである。

本研究の目的は、学校教育における協働による消費者教育がどのように展開したかについての考察を通じその現状と課題を明らかにするとともに、学校教育における協働による消費者教育の理論化と実践の検討を通じてあるべき姿を明らかにすることである。この協働の過程における学びを通じて、外部講師と教員に変化をもたらすだけでなく、学校に対する変化を促すきっかけとなりうることを明らかにする。

上記の研究課題を解決するために、研究の方法として、学校と地域の協働を基盤とした消費者教育における消費者教育、消費者団体、協働などの概念を文献分析により整理する。先行研究から消費者教育の教育領域での位置づけを明らかにし、その理論について検証を行う。教員、外部講師、消費者教育コーディネーターについての考察をしたうえで、高校家庭科授業の実践を教員、外部講師、生徒に対するアンケート調査により検討する。生徒に対する質問紙調査はまず 1 校で実施したのち、異なる性格の 3 校にて実施する。外部講師に対しては追加インタビューを実施する。さらに、教育実践については独立行政法人国民生活センターが発行する『国民生活』連載の消費者教育実践事例集を検証することにより普遍的な検証結果が得られるようにする。

本論文の構成は、序章が課題意識、先行研究の検討、研究目的と研究方法、第 1 章が消費者運動の教育機能、教育領域からの理論化、第 2 章が専門家間における協働の意義、第 3 章が協働による家庭科授業案と実践の検証、第 4 章が複数校での実践の検証、第 5 章が外部講師の役割、第 6 章が消費者教育コーディネーターの役割、終章が本研究の結論となる。

序章では、学校教育における協働による消費者教育に対する課題意識、研究の目的、研究方法及び先行研究の検討を行った。先行研究の検討により、消費者教育の教育領域での理論化が可能であることを導いた。教科・科目における専門家間の協働と従来協働の概念との重なり合いの程度を明らかにした。消費者の自立などを含め、家庭科授業での消費者教育における課題を明らかにした。

第 1 章では、消費者運動における消費者の位置づけの変遷とともに消費者教育の時代区分を整理し、個人と社会の 2 つの視点の間で揺れ動く消費者教育の姿を示すことで消費者市民社会における消費者教育の視点を明らかにした。消費者運動の教育機能について教育福祉の概念により分析することで、教育領域からの理論化を図った。

情報を取捨選択する能力とそれを支える社会の実現を目指した社会運動としての消費者教育との関係にて新たな機能分類として消費者教育型消費者運動を提案することで、消費者運動における消費者教育が、新たな消費者団体の使命であることを明らかにした。

第2章では、社会に開かれた教育課程における協働では、外部講師、学校の教員の双方が互いの立場や状況を尊重し、よりよい消費者教育の構築に向けて地域と学校が協働することが、教育における住民自治を追求する実践と評価した。

教科・科目では、教員と外部講師が共通の目標を持ち、対等な精神で授業を作る過程において、学び合い、育ち合うことで、教員と外部講師が双方に刺激し合い、ともに変わるうことを指摘した。チーム理論など専門家間の協働を検討することで、学校における協働の重要な点は「対等性」と「専門性」であることを指摘した。協働における対等性は、客観的事実と主観的事実に分けて考える必要があり、学校における教員や地域における外部講師の立場や相互の関係性などの客観的事実の非対称性の是正が求められていないことを指摘し、学校の教科教育における協働の範疇を明らかにした。

第3章では、協働による家庭科の授業実践について生徒アンケートを通じて分析した。協働により教員と外部講師が作成した指導案が生徒の知識吸収に役立つだけでなく、外部講師の説明を新鮮な情報と捉え、多くの情報の中から必要な情報を活用するという点で、意思決定能力を伸ばし、消費者としての行動にも良い影響を与えることが生徒のアンケートより明らかになった。さらなる検討のため、次章にて3校での比較検討をした。

第4章では、コロナ禍でのICTを活用し、外部講師が教壇に立たない新たな形の協働による消費者教育について、外部講師の知見を取り入れた地域の実情に合った消費者教育を学校にて実践することが重要であり、必ずしも外部講師が教壇に立つ必要はないことを明らかにした。外部講師の位置づけは、授業を補充するという教員の従属的な役割から、専門性を持った地域社会の一員として独立性を有した役割へ変化すべきと指摘した。

消費者に必要な批判的思考力につながる直感に惑わされずに気づく力について、算数リテラシーの範囲内ではあるが一定の学習効果は認められ、少なくとも消費者問題の経済的被害に対する有効性は認められたといえよう。

いずれの教員も生き生きとして授業をしており、外部講師との協働による消費者教育の授業から教員への刺激が表れているといえよう。この刺激を継続することで学校を変えていく力となると考察した。

第5章では、他の地域の協働による消費者教育の状況について検討を加えた。消費者教育現場では曖昧に使用している協働の概念を明確にすることで、専門家間の効果的な挙動による消費者教育の実践が期待できることから、学校と地域の協働を基盤とした消費者教育の理論化の必要性を指摘した。

外部講師アンケートから、地域の消費者教育の担い手である外部講師が苦悩する姿を明らかにした。外部講師の学校教育への理解を妨げている根底に、消費者教育のノンフォーマル教育の担い手である外部講師に社会教育の視点が欠如していることを指摘した。インフ

フォーマル教育に属する外部講師の悩みが生じる構図を教育領域において2段階の刺激が必要なことを示した。同じ教育領域内での協働では、相手への刺激が生まれにくく、学校へ変化を促すきっかけになるという協働の意義が損なわれかねないとの弊害を指摘し、消費者教育コーディネーターは両者をつなぐノンフォーマル教育領域の者がふさわしいことを指摘した。

終章では、学校教育における消費者教育での協働は専門家間での協働であり、学習を基盤とした協働論とは、目的を共通する異なる立場の当事者が非対称性を前提とし、学習による関係性の是正を通じて共通課題解決を目指すものである点では共通することを指摘した。しかし、専門家間での協働では非対称性の客観的な関係変化は求められておらず、主観的に対等であればよいことを明らかにした。さらに、専門家間での協働では、一連の学習を広くとらえること、課題解決は直面している課題だけでなく、課題を生み出す体制等の課題解決を含み、協働の過程による関係変化は当事者間にとどまらず体制にも変化が及ぶきっかけとなりうる点に特色がある。

学校教育における消費者教育などの教科・科目での協働は、共通の目的を持つ異なる立場の学校と地域の専門家が客観的な非対称性を前提としつつ、主観的には対等性のもとで、直面している課題解決につながる手法を持ち寄ることで地域に即した授業を作ることである。その過程を通じて教員と外部講師が学び合い、育ち合い、ともに変わることにより、当事者だけでなく学校を変えるきっかけとなる可能性を含んでいる。そして学校の本丸ともいうべき教育・科目における協働による実践を通じて地域と学校をつなぎ、学校に変化をもたらしようという点で、社会に開かれた教育課程の実現につながると考察した。

このような教科・科目における協働の理解を前提とし、外部団体の担い手である消費者団体の存在、自治体規模、自治体内における消費者行政の体制といった地域の特性を踏まえ、地域にあった協働による消費者教育を学校にて展開すべきであろう。その在り方は一様ではないであろうが、教員と外部講師が消費者教育を学校教育にて推進する目的を共有し、そこでの学習を反映した実践を積み重ねることで学校が変わっていくきっかけとなると考察した。協働による消費者教育を推進する目的をしっかりと認識し、よりよい学びにつながるようPDCAサイクルを継続することを提案したい。

今後の研究課題としては、本研究を踏まえ、個人と社会の両面から見据えた消費者教育の在り方と教材の開発がある。そこでは、協働により作成する授業内容の見直し、事前学習の在り方の検討、協働により当事者だけでなく体制も変わりうることに對する当事者の意識改革の方法、消費者教育コーディネーターの実効性を担保する体制整備とそこにおける行政職員の役割、地域と学校をつなぐ消費者教育の在り方をチェックする消費者団体の機能などの課題がある。それらの研究を有機的に進めていくことが必要であろう。さらに、消費者教育と福祉との関連において特別支援学校などでの協働による消費者教育の推進も今後の研究課題である。